



Energia

2024年1月1日実施

電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件
(おかやま水力電気活用プラン)

中国電力株式会社

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（おかやま水力電気活用プラン）（以下「本供給条件」といいます。）は、『おかやま水力電気活用プラン』募集要項（2022年12月8日公表）（以下「要項」といいます。ただし、当該要項が変更された場合は、変更後の要項をいう。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用します。

2 適用期間

適用期間は、2024年2月分の料金に係る託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）の始期から2024年3月31日までといたします。

3 電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件の変更

- (1) 要項またはデフレ完全脱却のための総合経済対策（2023年11月2日閣議決定）にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」といいます。）の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は変更後の要項または電気価格激変緩和対策事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件によります。
- (2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは、要項の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

5 電力量料金

- (1) おかやまCO₂フリー電気
 - 2（適用期間）に定める適用期間における要項にもとづき電気の供給を受ける場合の電力量料金は、要項に定める電力量料金に、次の料金を減算するものといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

- (2) おかやま地域応援電気
 - 2（適用期間）に定める適用期間における要項にもとづき電気の供給を受ける場合の電力量料金は、要項に定める燃料費等調整によらず、「電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件（高圧で電気の供給を受ける場合）」にもとづき算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

6 その他

その他の事項については、要項に定めるところによるものといたします。

